

第六十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 四 号

昭和四十五年三月十日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 塚本 三郎君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 大久保武雄君

理事 海部 俊樹君

理事 北澤 直吉君

理事 左藤 恵君

理事 進藤 一馬君

理事 増岡 博之君

理事 石川 次夫君

理事 中井徳次郎君

理事 松平 忠久君

理事 多田 時子君

理事 松尾 信人君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 官澤 喜一君

出席政府委員

通商産業政務次官 小宮山重四郎君

通商産業省化学工業局長 山下 英明君

通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君

通商産業省公益事業局長 馬場 一也君

自治省税務局長 降矢 敬義君

委員外の出席者

第一類第九号

商工委員会議録第四号

昭和四十五年三月十日

商工委員会調査 樫野 幸雄君

委員の異動

三月七日

辞任

中谷 鉄也君

同月九日

辞任

榑崎弥之助君

同月十日

辞任

近江巳記夫君

補欠選任

多田 時子君

本日

の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

機械類私信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○八田委員長

これより会議を開きます。

ガス事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があります。順次これを許します。松平忠久君。

○松平委員

この法律に關係のある事項から最初に質問したいと思うのですが、政府から出ておる資料によりますと、今度の法律で適用を受けるいわゆる団地化というか、団地にガス発生設備を持つていて現在までやっておる場所が、一般ガス事業の供給地域内に四百八十九カ所ある、供給地以外には百八十六カ所ある、こういう統計が資料として示されておるわけでありまして、そこで、どうしてこういう統計が出るのか。都市ガスの供給地域というものは政府が届け出によって決定するということであって、このガス事業法の法文の内容を検討してみれば、供給地域に對してはやはり公益事業としてガスの供給ということをやっているのがたてまえじゃないかと私は思う。それを今日までやらずに、今度どういったいわゆる簡易ガス事業というか、そういうようなものを取り上げて特別な保安基準をつくらなければならぬというふうに至ったその供給地域の決定というのは、一体今日までどういうふうにして決定してきたのか、そのことをまずお尋ねしたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員

お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、ガス事業法におきましては、申請しました都市ガス事業者に対しまして一定の供給区域を与えまして、その供給区域内では、都市ガスの供給につきましては、いわゆる独占権を認めると同時に、またその供給区域内におきましては、正当の事由があれば申し込みを拒否することはできないといういわゆる供給義務を課しておるわけでありまして、しかしながら、今日まで与えておられます供給区域を見ますと、まだプロパン等の競合燃料がございまして、まだプロパン等と与えられておる供給区域を持つガス会社が多いわけでございまして、そういう広い供給区域の中には、実際上いわゆる市街地を形成しておるところもございまして、どちらかと申しますと、市街地を形成してないところも含まれておるわけでございまして、そういうところは、たてまえとしては供給義務がございまして、実際上導管がまだ十分いっておらないという区域がかなり残っておるわけでございまして、

かかる一方昭和三十年ごろから、そういう広い地域の中におきまして、いわゆる既成の市街地

からかなり離れたところ、集團住宅でござい

ますとかいわゆる団地の形成が広範に行なわれ

るようになりまして、こういうところはまだ十分

都市ガスが延び切りませんうちに、いわゆるプロ

パンガスを利用いたしまして、そういう特定の集

団的な需要に對しまして簡易なガスの供給をする

という実態が出てまいりました。それが、ただいま先生の申し上げましたように、いわゆる都市

ガスの供給区域内におきまして、かなり多くのそ

ういう簡易ガスといいますが、プロパンを原料に

いたしまして簡易なガスの業者がたくさんあるとい

う実態をもちまして、行政単位になつておる、

○松平委員

都市ガスの供給地域というものは、いまの説明によりまして、行政単位になつておる、

こういうようなことを言われましたけれども、

ガス事業というものの本質からいって、行政単位

という、そういう簡単な割り切り方ではないのか

どうか。また通産省は、ただ単に行政単位とい

うことでもってこれを許可するの。そうじゃ

なくて、やはり公益事業として供給の義務があ

る、また供給を受ける権利がある、こういうこと

を認めておりながら、そういうところをあまり

念頭に入らずに、行政区域だからというので、も

って供給区域というのをただ許可して行く、こうい

うことになつてゐるのか、その辺はどうなんで

す。

○馬場(二)政府委員

ただいまの供給区域の与え方は、先ほど申しましたように、いわゆる市町村等の行政区画の範囲ということで与えたものでございまして、また昭和四十年ごろから、たとえはもう少しきつてまかく字単位とか、あるいは一定の河川あるいは鉄道等で区切られましたところ、供給区域の設定のしかたというのはいささか

わけでございまして、いざにいたして、供給区域がかなりそういう過去に広く与えられておる現状がございまして、その広い区域の中に

は、先ほど申しましたように、供給義務がござい
ましても、十分市街地にまだなり切らない、そう
いうところになかなか都市ガスが伸び切らないと
いう実態がございまして、今回の改正が成立し
たしますれば、ひとつたまたままでの供給区域の
与え方というのを再検討いたしまして、と申しま
すのは、今度の事業法によりまして、各ガス会社
は毎年、いわゆる自分の与えられております供給
区域の中につきまして、今後どういふぐあいにガ
スを普及してまいるかという実施計画を出させる
ことになっておりますが、この実施計画の内容を
十分に見まして、従来の供給区域でございまして
も、一定の期間内に十分確実に供給を実施するだ
けのめどがないというような地域がありますれば、
ひとつその実態に即しまして、いままで与え
ました供給区域をあるいは削減をするということ
で、真に普及のできる区域に合わしてまいりた
い、こういう行政をやつてまいりたい、こういう
ふうに考えております。

○松平委員 それではいままで、ガス供給事業者
の供給能力というものと供給地域というものは、
無関係に許可しておったのかね。そのところは
どうです。

○馬場(一)政府委員 ただいままでにおきまして
も、ガス事業者から申請が出ましたときには、法
律にございまして、いわゆるガスの供給設備、
つまりガスを生産させるそのガス源につきま
しては、その供給区域の推定される需要に十分見
合ふものというものをチェックいたしまして、与
えておるわけにございまして、しかしながら、ガス
は御承知のように、ガスをつくりましたものを導
管によつてその地域の中に配給をいたしまして、
さらにいわゆる一般の導管から支管をつなぎさら
に各家庭に配給をするという、いわゆる導管の設
備が相マツチしております、完全に供給義務
を果たすわけにはまいらぬわけでありまして、し
たがいままで、供給区域を与えまして、そのも
とのガス源につきましては、ある程度いままでそ
の供給区域にふさわしい設備というのをチェッ

いたしておりますけれども、実際にそれを送る導
管その他の設備につきまして、与えられた供給区
域の中に十分普及し得るということは、申請をし
許可を与えるときには必ずしも十分になつてな
かった恨みがある、かように考えております。

○松平委員 それではただいまの御説明によりま
すと、実情に即さないということがあるので、将
来はあるいは実情に即させるために、供給区域に
ついて変更を当局においては加えるというよう
なことをいふ言われておつたけれども、そういうこ
とを計画しておるとするならば、それはどのくら
いの期間でそれを全国にわたつてやるんですか。
具体的にどういふ計画を持っていますか。

○馬場(一)政府委員 今回のガス事業法が国会で
成立をいたしましたならば、大体半年たつてこと
しの秋ごろまでに施行することになるわけにござ
います、それまでの間におきまして、今度の改
正法によりまして、先ほど申し上げましたよう
に、ガス事業者はいわゆる一切の供給計画とい
うものを法律上提出をいたすことになっておりま
して、これを通産大臣は見まして、この供給計画に
対して、必要な場合にはその実施を勧告いたしま
したりすることができるとなつております。

この提出されました供給計画に照らし合せてま
して、ただいま申しました供給計画の見直しと申し
ます、そういうことをできるだけ詰めて行ない
て、いま申しました供給区域の見直しというものにつ
いてめどをつきたい、かように考えております。
○松平委員 次に伺いたいのは、一般ガス事
業の供給区域内に、現在簡易ガス事業の数、その
供給地点群というのが四百八十九あるそうだけ
ども、この四百八十九地点の供給者は、この中
で都市ガスが第二会社か子会社をつくつてやつて
おられるものもあるだろうと思う。そうじゃなく
て、プロパンガス事業者がやつておられるところも
あるし、いろいろな形態があると思うのですが、
都市ガス系統でやつておられる地点は一体どのく
らいあるか、プロパンでやつておられる地点というも

のはどのくらいあるか、これを伺いたい。
○馬場(一)政府委員 これは四十二年末の数字
でございまして、ただいまの地域の中で、大体都
市ガスもしくは都市ガスの子会社がやつておりま
すのは二百五十九地点、戸数にいたしますと三万
五千戸というのがございまして、それ以外はいわ
ゆるプロパン販売業者というのがやつておること
になるわけにございまして。

○松平委員 そうすると、その都市ガスの、むし
ろ都市ガスの子会社ややつておるところ、二百五
十九ですか、そのいわゆる簡易ガス事業の保安基
準なり何なりというものは、いままでの都市ガス
の保安基準というものを守つておつたんですか。
守つておらなかったのですか。

○馬場(一)政府委員 ただいままで実際に行なわ
れております、いわゆるプロパンガスを原料にい
たします簡易なガス事業というものは、ただいま
のところでは高圧ガス取締法によりましてその保
安面の規制を受けておるといふ実態でございま
す。

○松平委員 この保安面の規制の中に、高圧ガス
取締法と、液化ガスのやつもありましても、液化ガス
の場合、いま、これはたしか省令で出ていると思
うのだけれども、たとえばプロパンガスを詰めか
えをする場合とか、あるいは大量に保管をしてお
るとか、そういう場合に、一定の基準というのか、
保安の基準のために、何メートル以内はいいけ
ないとか、人口の非常に多い学校とかその他
は何メートルとか、そういう基準がありました
が、その基準をちよつとここで——この法律には
ないのだけれども、基準をちよつと知りたいた
いのですが、どうなつていますか。
○山下政府委員 ただいまの御質問にお答えいた
しますが、省令でございまして、液化ガス保安規
則で、LPGの充てん場所は第一種保安物件、第
二種保安物件と一定の距離を持たなければなら
ないこととして、精細な規定を設けております。特
に、学校、医療施設、劇場、映画館、博物館その

他、その種の公共物は第一種保安物件として普通
以上の距離を持つことにし、一般の住宅につい
ては、第二種保安物件として比較的短い距離を持
つことにしております。その距離は、その充てん所
がどういふ容量の充てん所であるか、また、へい
とか隔離物を置くかどうか、それによつて距離を
また変えておりますが、一番短い場合で八メー
トルから、長い場合では三十メートルの距離を置く
ことを原則としております。

○松平委員 いまお尋ねした中に、人口の出入り
の多いという劇場とか学校とかいふのが三十メー
トル、こういうことですね。それから、建築物だ
の単なる工作物、たとえば鉄道線路というよう
なものは何に当たりますか。その工作物に当たりま
すか。建築物じゃないと思うんだ。あるいは、い
わゆる工作物という字句がその中にあつたかどう
か私は記憶がないのだけれども、工作物という字
句は液化ガス保安規則の中にはなかつたような気
がするのだけれども、どうですか、その点は。
○山下政府委員 定義は規則の第二条でございま
して、「この規則において次の各号に掲げる用語
の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。」というので、第一種保安物件は「イ」から
「チ」まで明記してございまして、したがいまし
て、ただいま先生の御指摘の鉄道用レールは、第
一種保安物件に入つておりません。

○松平委員 ところが、これは実際の話なんです
けれども、あるところで液化ガスの充てん地を設
定した。それを都道府県が許可をした。そのとき
に、鉄道の線路に沿つて自分でプラットホームを
つくつて、そこで用意して、その裏のほうでもつ
て充てん地、充てんの施設をつくれれば一番便利が
いい、こういうことであつて、鉄道の線路のそこ
ろのわきへつくつたわけなんです。ところが、その鉄
道の線路のところは、石炭の積み入れをするところ
の貨車が来て、そして石炭をそこへ従来から置
いておくところだった。こういうものは一体何十
メートルに保安基準を定めておるのですか。
○山下政府委員 ただいまの現場の事情を、精細

にはまたあわせて判断せざるを得ませんが、ここに規定がございますのは、「一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋およびプラットホーム」というので、駅そのものは、乗降客の多い場合には第一種保安物件とみなしております。しかし、それでなくて、その駅に付随する石炭置き場にどのくらいの近きでなければならぬかという御質問の要点だと思いますが、これは、石炭置き場というものを第一種保安物件にいたしておりませんので、私どもとしては第二種と扱われるを得ないと思っております。したがって、先ほど御説明しましたように、その充てん所がどのくらいの容量で、かつどういう遮蔽物を置いているかによりまして、かりに第二種として扱いますと、一番短い場合で八メートルでございます。しかしながら、私どもの指導は、府県が実際に認可します場合に、その現場の事情及び周囲住民の要請を十分に聴取した上で判断してほしいという指導をしております。

○松平委員 人の多く出入りする場所等の保安距離というものは三メートル、これはわかりませんが、石炭置き場と石炭置き場のすぐそばは、いま八メートル離れていなければならないのだ、こう言うのは私はどうもちよつとよくわからないのだ。石炭なんというものは一番燃えやすいものであつて、そういうものとの保安距離というものは、もつと離らせておかなければならぬと思うのだが、それが第二種保安物件に入つていて、八メートル程度でいいのだという法律解釈というのか、この法律そのものの中には書いてないのだけれども、いま言われたあなたの解釈によるとそうなるわけだが、石炭置き場に近いうちにプロパンのLPGの充てん施設を設置を許すということは、これはどうかと思うのだ。いま言われたところによりまして、それはそういうことのないようにしておるというのだけれども、これは都道府県知事が許可しているのです。都道府県知事に対しては、あなた方は一体どういう指令を出しているのですか、それらの件については。

○山下政府委員 もとより高圧ガス取り締まりの根本から申し上げまして、LPG充てんの場所が公共の安全または災害の発生を防止するということが根本でございますので、府県に對しましては、先ほど御紹介しました省令、規則第二条にもかかわらず、実際の認可の際には、さらに現地の事情及び住民の要請等を十分聴取した上で、法律の趣旨に沿つたような運用をしてほしいということで指導をしております。現在までも、省令の基準は基準として、さらにその種の問題が起きたときは、現地でよく事情を調査し、話し合つて認可してもらつてきた例が多々ございます。

○松平委員 私は事実に基づいて、いまは小さな質問だけれどもやっておりますが、いずれこの点はほかの機会に、小さい問題だから譲りたいと思ひますけれども、しかし、都道府県に對する通産省のこれらの指導のしかたというのか、これは火薬類取締法でも同じだけれども、そういうものを検査をして歩く公務員、検査員とかそういう者に對して、一体通産省は一年にどの程度の交付金というか金を、取り締まりのために都道府県に出しておられますか。

○山下政府委員 私どものほうは、高圧ガス取締法に基づく所要の人員を、毎年自治省のほうにお願いいたしますとにも、その経費は一般の交付税財源で充てていただいております。

○松平委員 それでは伺ひますけれども、現在都道府県にそういう要員は合計で何名おりますか。

○山下政府委員 たいい調べましてすぐ御報告いたします。

○松平委員 それでは次の質問に移りたいと思ひますが、先ほどの続きでちよつと聞きたいのですが、一般ガス事業の供給地域内において、いわゆる都市ガスが二百五十九ばかりの簡易ガス事業をやつておる。そのほかは都市ガス以外のものややつておるといふわけでありませうけれども、都市ガスの一般供給地域内というものは、なるべく都市ガスがやつていかなくちやならないというのが法律のたてまえじやないかと思うのだけれども、

今日このようにたくさん個所がプロパンの特別のLPGの簡易ガスとしてやつてきて、そして導管によるところの都市ガス事業というものがそこまで及んでおらない。その最大の原因というのは一体どこにあるのか。これは金融問題なんですか。あるいはほかの何かの理由があつてこういう現象が起きたのか。その点を伺ひたい。

○馬場(一)政府委員 先生の御指摘のとおり、都市ガスは一定の供給区域を与えられて、その中で供給の責任を持つておるわけでございますから、おっしゃるとおり、できれば供給区域全域に對して、都市ガスのいわゆる導管による一般供給が行なわれるということが理想的であるわけでありませう。しかしながら、先ほど申しましたように、供給区域の中には、かつていわゆる山地、原野であつたというのがたまたま市町村の行政区域ということとで与えられました場合には、そういう都市ガスの導管による供給になじまない地域というのが実際上ございます。また最近、大阪、東京、名古屋等の周辺におきましては、いわゆる既成の市街地からかなり離れていくところに大規模の団地造成というように行なわれてきて、まだ都市ガスの供給がそこまで延びておりませんときに、すでにそこになり大きな団地ができるというふうな事例が都市の発展によつて実態としてあるわけでございます。そういうような実態がございまして、そういう特定の地域に對しては、いわゆるプロパンによる簡易なガスの供給がその地点を限つて行なわれるという実態がございまして、それが、ただいま申し上げましたように、供給区域のうちにおきましても、かなり多くの地点においてそういう事業が行なわれておるわけでありませう。

そこで、われわれといたしましては、こういう都市ガスの供給区域の中におきまして、既存の市街地あるいはそういう団地等を含めまして、周辺が市街地化してまいりますような地域におきましては、極力都市ガスの供給計画を立てさせ、早くその地域に對して都市ガスによる安定した供給が行なわれるようにガス事業法によつて指導をしてまいりたいというのが基本でございます。しかしながら、一方、そういう供給が行なわれず、まして、そういう団地におきまして簡易なガス事業が行なわれる、しかもそこはかなり遠き将来まで都市ガスによる供給が見込めないというような地点も若干残るわけでございますから、そういうところに對しましては、供給区域内でありましても、十分都市ガスの供給計画にとらみ合わせまして、それと相矛盾しないというときには、簡易ガスによる供給ということも認めてまいらうという考え方をしております。さらに、都市ガスの供給区域外におきまして、そういう団地等が形成をされまして、そこにいわゆるプロパンガスによるところの簡易ガス事業が行なわれてまいらうという場合には、これを認めてまいりたい。要するに地域の実情によりまして、こういう家庭用エネルギーの供給の体制を確立してまいりたい、こういう基本的な考え方を對処してまいりたいと思ひます。

○松平委員 それから、これは幼稚な質問でまことに申しわけないのだけれども、一体都市ガスというものと、簡易ガスで使つていられるLPGですか、このものとは、われわれの生命なり健康なり、そういうものとの關係において、どちらのほうが有害の度合いというものは多いのですか。そしてその有害の度合いとともに、どういふところに害が及んでいくのか。そしてその原因を、分析した原因の成分というのから説明をお願いしたいと思います。

○馬場(一)政府委員 都市ガスは御承知のように、以前はいわゆる石炭系統の原料を主にするものが多かったわけですが、最近いわゆる原油あるいはナフサガスというふうな石油系の燃料を燃料源にするものもかなりふえてまいつております。一方いわゆるプロパンによる簡易なガスと申しますものは、原料はもちろんプロパンガスでございます。ガスの性質から申しますと、プロパンガスによるガスというのは、御承知のように重いわけでございます。一方都市ガスはそれに比べ

ますと軽いわけでございます。家庭内におきましてこれを使用いたします場合に、どちらが有害かというか、危険であるかというところは、いはいに申せないと思ひます。都市ガス、プロパンガスともに、いずれもそれが漏洩いたしましたときには、すぐわかるようにおいておいておいておいておいて、片一方は重い、片一方は軽いというところにガスとしての性質の相違があるかと存じております。

○松平委員 政府の資料の中に事故件数というのがあります。それからこれによる死亡した件数がここに書いてあります。たとえば死傷者は四十二年六十七名、四十三年五十九名、四十三年五十九名と下がってきております。ところが事故件数は、四十一年が六十五、四十二年六十、四十三年が八十三と、これは四十三年になってふえてきておる。この事故件数の中で、これは都市ガスが多いのか、簡易ガスが多いのか、このパーセンテージはどうなっていますか。

○馬場(一)政府委員 ただいま先生の御指摘になりました数字は、いわゆるガス事業法に基づく報告によつたものでございまして、したがってここにあがっておりますのは、全部いわゆる都市ガスによる事故件数並びに死傷者数でございます。

○松平委員 それでは、プロパンガスによる事故件数というのはどのくらいになっておりますか。資料に基づいて年度別に分けるとパーセンテージはどういうふうになっているか。

○馬場(一)政府委員 いわゆるLPガスによります事故件数と申しますのは、ただいまいわゆるLPガスによるガス供給事業は、ガス事業法の対象になっておりませんので、いわゆる高圧ガス取締法の関係で、事故件数の推移というものはその法律でございまして、これを見ますと、いわゆる事業所における事故、それから消費先における事故、運搬中における事故と大別をいたしまして、いわゆる消費先における事故は、四十一年からの件数で見ますと、四十一年が百二十五件、四十二年が百六十七件、四十三年が百二十二件とい

うぐあいに推移をいたしております。ただ、消費先におけるLPガス事業の事故件数は、いわゆる先生が御指摘になります簡易ガスを家庭で使っておりまして起きた事故もこの中に入っておりますが、それ以外のLPガス、いわゆる高圧ガス取締法の対象になるLPガスのほうにおいても事故がございまして、この内数として、いまの家庭内におけるLPガスの事故件数はこの中に含まれておるわけでございます。それがこの中に内数として何件入っておりますか、ただいま手もとに資料を持っておりません。

○松平委員 次に伺いたいのですが、いま都市ガスの原料についてお話がありましたが、ガス製造について現在はいわゆる亜硫酸ガスという心配はないのですか。

○馬場(一)政府委員 都市ガス事業者がいわゆるガス発生設備でガスをつくり出すときに、原料をいたしまして油ガス等を使います場合には、いわゆるその事業所におきまして排煙中に亜硫酸ガスの問題があるわけでございます。これにつきましまして、普通の産業と同様、大気汚染防止法によりまして、一定の基準によつて規制を行なっております。

○松平委員 それから、原料として原油を使うという場合に、たとえばいま一番問題になってくるのは火力発電の問題です。そういうガスをつくるときの原料として原油を使うという場合に、硫黄分を含んでおるものを使えば亜硫酸ガスの発生というふうになるわけでも、それはいま一体どういうふうにして指導しておるわけですか。

○馬場(一)政府委員 原油を直接にガス源として使いますときには、原油は、先生御承知のように、いわゆる重油に比しますと、その原油の中に含まれておる、実際に入っておりますの〇、亜硫酸ガスの濃度は、大体その半分くらいでございます。しかしながら、それでもいわゆる大気汚染の問題というのがないというわけではございません。ですから、できるだけ低い硫黄分のものを使うように、もちろん指導しなければなりません。また、特に

いわゆる過密地域等にガス事業所、発生設備をつくり出す場合には、たとえば最近いわゆる全然亜硫酸ガスを含みませんLNGでございますとか、こういうものも、これから大いに過密地域等におきましてガスの原料として公害対策上利用されることになってまいらると思ひます。

○中井委員 いま公害のお話があったから、関連してお尋ねいたしますが、プロパンガスには亜硫酸ガスなんというのはいないんじゃないですか。どうなんですか。さつき、何かあるようなことを言っておったが……。

○本田政府委員 お答えいたします。プロパンガスの中にはS分は含んでおりません。

○中井委員 ですから、一般にいうガス事業法と違つて、プロパンガスは重いから、バルブを締め忘れてはつておけば爆発したりなんかすることはあるけれども、そういう意味の害はない。しかしながら、バルブを締め忘れておいて爆発するといふふうなことは非常に多い。そういう意味で、監督をきめて厳重にしなければならぬ。私は今度商工委員会初めてなつて、これをずっと読んでみたんだ。読んでみて、一般のガス会社がプロパンガスを売るときは、七戸以上というところになっておるといふが、これは非常に危険だと思ふんだ。この危険の面からいへば、中小企業のごく零細なプロパンガスの供給者のほうの供給を受けている家などが爆発の危険があるのであつて、そういう意味で、私は、どうして七戸にしただけだといつてこの間から友人に聞いてみましたら、何でも前回の国会のときに自民、社会が相談をして、他の党もみんな賛成をして百戸を七十戸にしたんだ、こういう話。これにははくもまいったんだけれども、はくはそのときおらなかつたからなんだけれども、できたらもっと小さく、五十戸とか三十戸とか、そういうふうにしたほうが安全である。特に最近プロパンガスの需要が日本全国に充満してあります。ですから、五十戸、三十戸程度の部落

というものがたくさんあります。そういうところはやはり一定の指導をする。また供給も一定にしておく。昔は、はつきり言うところ、プロパンガスの値段などであつた。中小企業ですから、夏は急に安くなつて、冬はべらぼうに上がつたりなんかしてしまつたが、そういうものをやはり通産省が指導しなければどうにもならぬのじゃないか。これはひとつ大臣の意見を私は聞きたい。

これはガスの需要戸数からいへば、東京瓦斯や大阪瓦斯、東邦瓦斯、そういうものを総計したもののよりもプロパンガス需要の戸数のほうが私は多いと思う。これは多いと思うだけであつて、証拠があるわけではございませんが、そんな気持ちでございまして。その値段がたつたから、この辺の米どころじゃありません。だから、この辺のところの値段の一定の基準なり何なりをきめる、これは通産省の役割である。大いに石油産業の諸君とも懇談をされる必要があつて、一年の需要供給が大体わかつておるし、わかつておるべきであるし、将来どのくらいの伸びがあるかといふこともわかるのです。そういうふうな一般について、私はこの際大臣の意見を聞いておきたい。何もいますぐ結論を出したいというわけじゃないが、あなただけの気持ちとして、少なくともそういうものをきめておかなければ、国民生活の安全、あるいはまた将来に対する繁栄というものが、安心した生活といふか、そういうものがなかなか確保しにくいといふことである。私はそういう意見を持っておりますので、この際ひとつ大臣の意見を聞いておきたい。そして、それは確かにそういう面があるんだが、さつき調査をして、この国会で間に合ふなければ次の国会でもいいでしょう。しかし、はくとしては早いほうがいいと思うが、ひとつ見解を伺つておきたい。以上で、私の質問はしませんが、どうぞひとつ……。

○宮澤国務大臣 前国会におきまして、当委員会の御意向もいろいろ承りましたので、私どもとしては、それに重きを置いて考えましたことと、私どもの行政能力といったような点もございまして

て、いずれにしても、公益事業としての規制を受けることになるものと、相当重い責任もかかりますので、今回七十戸をもって適当だ、こういう御提案をいたしたわけでございます。

なお、しかし御懸念の保安の点につきましては、公益事業の規制を受けることにかかわらず、いわゆるそれ以下のものにつきましても、保安上の私どもの検査なり規制は当然同様に存在するわけでございます。

○中井委員 保安上のそういう文章は一応できてやっておるが、小さい業者だからそれをみんな守れないとは言いません。言いませんが、何万とあります業者でありますから、その辺のところは通産省としては横断的によほどしかりしてもらいたい。先ほど松平君から各県の係官の数が少な過ぎるじゃないかという詰問の質問があったと私は承っておりますが、もっともだと思います。

さらに、先ほど申し上げたのは、たとえばプロパンガスをつくっております大企業、その名前をあげてもよろしいですが、大企業は、初めにほとんどプロパンガスは捨てるようなものであります。したが、それがこんなにもかかるようになったので、たいへんだというのでいまごろ重点を置いて、日本石油から大協から、昭和から何から全部やっております。そういうものに対する値段の規制というわけじゃありませんが、足りなくなると暴騰する、夏の間は余ってしまつて暴落をするというふうなことについての通産省の見解を、この際聞いておきたい。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のように、LPGにつきましては、その五〇%が家庭用、業務用でございまして、残りが原料用ということになっております。しかもこの家庭用、業務用は夏場が不要期でございまして、冬場の需要期との間に三〇ないし四〇%の季節差がございまして、さような関係で、需給の安定を期するためにいろいろくふうを要することでございますので、われわれのほうといたしましては、一つには石油業法に基づきまして石油の供給計画

を組むことにいたしておりますが、この際LPGの生産計画というものを月別に çıkさすことにいたしております。

それから季節差がございまして、貯蔵タンクの建設促進をはかつて、これによって需給の安定を確保したいということで、貯蔵タンク能力の増加をはかっておりますが、四十四年三月末には八十六万四千トンでございまして、ここの三月末では九十八万四千トン、六月には百十三万トンというところで、六十六日分ぐらいの貯蔵ができるという貯蔵能力によりまして、需給の調整をいたしたいというふうに考えております。

さらに、需給の不均衡の問題が生ずる際にはスポット輸入をいたすことにいたしております。これは四十四年には二十五万トンのスポット輸入によって供給力の補充をいたしたわけでございまして、長期的にはさらに専用船の建造等によりまして輸入の確保もはかつていく方針をとっております。

○中井委員 その指導をいまだ通産省は現実にやっておられるということですか。そうして業者の諸君もその点については大いに協力的である、こういうことですか。ちょっとそれだけ伺いたい。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のとおり、その線で指導いたしておりますし、業界のほうもその線で生産の増強等に応じて、ここの冬も生産増強をはかっておる次第でございまして。

○八田委員長 松平君に申し上げます。先ほど松平委員の質問に對しまして、府県職員数についての答弁資料がございましたので、この際山下局長からの答弁を求めます。山下化工局長。

○山下政府委員 府県でお願いしております職員の人数は、四十四年度で三百二十六人でございまして。なお、御承知のように、前の液化石油ガス法の附帯決議もございましたので、私どもとしては消防署長の協力その他によって運用しておりますが、いま申し上げた三百二十六人は消防署員を入れない数でございまして。

○松平委員 かつて、河野一郎氏がまだ存命中のときだったと存じますが、いわゆる都市の埋蔵物について、何ら各省が連絡なく、通産省の關係のガスはガスでやるし、東京都の水道は水道、あるいは電電公社の地下ケーブルはまたかつてにやる。それから下水道の問題もありますけれども、そういふぐあいに、關係者がかつてに地下に對していろいろなことをやっている。それでそのつど交通を妨げている。こういうことは、各省が一体になつて導管設備その他をやつたならば、これは交通渋滞もなくするし、費用も非常に安くなるし、しかもガス事業等の場合における導管より生ずるいろいろな保安上の問題も解決できる、こういうことである。これを相談したということをしたか私は聞いておるのですけれども、その後この問題を一体政府はどういうふうにかつておるのか。關係各省と相談をして、やたらとかつてにただ掘り返すというふうなことをせずに、もっと効率のある総合的な施策というものをとれないものか。このことは宮澤大臣、あなたも企画庁の長官をやつておられたわけだし、その当時のいきさつを知つておられると思うのだけれども、一体いまはどうなっておりますか。

○宮澤國務大臣 当時のことは、確かに私も記憶をしておりまして、オリンピックの準備に伴います東京の新しい道路を開く際に、そういう提案がなされました。たまたまこれは新しい道路あるいは拡張であつたために、共同溝ということがかなりの程度行なえましたし、その後も新都市などでありまして、そういうふうな極力努力をしておるわけでございます。ガスの場合には、何か多少特別の施設をせよと保安上の問題があるやうでございまして、けれども、やはりできる限り各省一致して共同溝といったようなものを考えていくべきだという姿勢は、いまだに変わっておりません。

○松平委員 東京の場合、地下鉄との關係はどうなっていますか。現在地下鉄の普及の工事というのか、あれによるガスの導管の事故ということが往々にしてわれわれ聞かなくてはならないけれども、そ

ういふ場合には一体責任はどういうふうになつてくるのか。あるいは地下鉄とガスの關係は今後どういふふうにかへられていくのか、具体的なお考えがあったら伺つてもらいたい。

○馬場(二)政府委員 地下鉄の工事、あるいは一般に道路を掘り返して行ないます工事の場合に、その道路の中にガス管が埋設されておりますときには、いわゆるガス事業者のほうからいへばこれを他工事と称しておりますけれども、その他工事を行ないます際のガス導管の防護というのには、先先生いお話しのようにたいへん重要な問題でございまして。昨年版欄で、地下鉄工事のあとで十分固まつておらないということでガス事故が起りましたのを契機といたしまして、通産省のほうで学識経験者を網羅いたしましたガス導管防護対策会議というものをつくりまして、そういう他工事とガス工事との間の關係をどういふふうに変更すべきかということについて、昨年、半年かかりまして相当広範な御報告をいただいております。

その報告書で指摘されておりますことは、その他工事を行ないます際に、もちろん現在におきましても、地下鉄等の工事を行いますほうの側とガス事業者との間で十分協議、打ち合わせ等を行なひまして、その他工事の行なわれております際に、ガス事業者も随時これに立ち会いあるいは工事中に見回つて見る。それから、工事が終わりました道路がもとのおりになりました場合の、ガスの漏洩等が起らないかどうかという立ち回りもやっております。けれども、東京府の中であちこちでそういう工事が行なわれますので、両者の連絡協調体制につきましては、一そうくふうを要するところがあるのではないかとこの報告書の中に盛り込んでございまして、現在その徹底方につかまして、他工事の側につきましては、建設省、東京都その他關係の方面にわれわれとしてもお願いをし、またガス事業者に對しましては、そういう体制を一そう密にするように通産省のほうから指導して事故の防止につとめてまいり

たい、こういう考え方でやってまいりたいと思ひます。

○松平委員 この法律を施行する場合には、いろいろな保安要員、あるいはいわゆる簡易ガス供給地点ですか、そういうところにおいてもいろいろと改善していかなければならない点があると思うのですが、ことに、いまのいわゆる離れておる団地その他における簡易ガス事業の事業場の場合におきましては、いろいろその改善をしないかやならぬ点があると思うのですが、その改善に要するところの費用、金というものは、政府はどういうふうにか立てておられるのか。つまりいままで、法律はつくられるけれどもあまり金のことには心配しないというふうなやり方が、私は往々にしてあつたように思ふのです。ことに通産省にはそういうことがいままでもあつたように思ひます。火災の問題等につきましても、取締法の改正のときにこういう問題が起りました。先ほどの高圧ガスについての都道府県に対する保安要員の確保ということについても、それは交付税でやるんだという安易な考え方になつておつて、通産省からの直接都道府県に流れる金というものはほとんどない。したがつて、今度のこの問題につきましても、一体通産省は、これは全部業者負担ということでやられるようにこの法律の内容から見ると思われるわけなんだけれども、どういふような措置をおとりにするつもりであるか。費用の捻出について金融的なあつせんをするとか何か、そういう面についてどういふことを考えておられるんですか、この費用は。

○馬場(一)政府委員 先生仰せになりましたように、いわゆる供給区域の中で一般の都市ガス事業が一そう普及をしまつてまいつておることをやる場合におきましても、またいわゆるそういう特定の団地等におきましていわゆる簡易ガス事業者が事業を行ないます際にも、いずれも先生御指摘のよう

のために、大規模な導管等を先行的に敷設してまいらねば、今後、特に大阪、東京、名古屋等の周辺におきましてはふえてまいるわけでございますが、こういう先行的な導管の投資というのは、非常に大きな資金、かなり長期の資金を要するわけでございます。そこで、こういう先行的な大規模な導管の設備投資に要します資金につきまして、今年度からいわゆる開発銀行の資金の融資の対象にしていただくということにしたいと思ひます。また、こういう長い投資をやりますのは、非常にその間金が渡るわけでございますので、税制面におきましても、すでに、こういう大規模な導管の投資に對しましては、でき上がったときに特別償却制度があるわけでございますが、でき上がるまでの数年間にわたつて、いわゆる工事費を年々やつてまいりますときの、それに対する償却の準備金制度というものが四十五年度から実施をいたすように、税制面、金融面でできるだけの応援をいたしてまいりたいと思つております。

また一方、いわゆる団地等におきまして、小規模な簡易ガス事業者がその事業をいたします際の資金の確保等につきましても、これはいづれも中小企業の方が多からうと思ひますので、中小公庫等におきまして、単独になさいます場合、あるいはこれを協業化の方式でなさいます場合に、それぞれ金融的に十分な手配をするように、これは従前からまよつておりますけれども、一そうこれを強化してまいりたい、かように考えております。

○松平委員 次に電気ガス税等の関係について伺いたいんですが、そういうぐあいに切り締まりを強化していくということになると、将来どうも値上がりというやうなおそれがなきにしもあらず。ぜひこれはやめていただきたいんですけれども、それとの関連において、電気ガス税、ことにガス税について伺いたいんです。

を重ねて、そのときに、速記録にはそこまでは載つてないというふうに私は記憶しているんだけれども、一年に大体一%ずつ下げて五%程度までにはするといふ約束を、私との間にはしておるわけですね。そうしてそのときに、間もなく総理になりまして、そしてだんだんと確かに一%ずつ下げていきましてけれども、七%になるとびやうとやめちやつた。池田さんが死んじやつたらびやうとやめちやつた。こういうことなんです。そうして自治省のほうでは、これは地方財源に非常に影響があるからそれ以上はまげられないといふやうなことを言つておる。一体、一流国で、欧米諸国で、めしをたくというときに燃料から税金を取つておる国はございましょうか。その点について大臣にも伺いたいし、一体五%というふうにわれわれは約束をしたにもかかわらず、今日七%でとめておるといふ理由はどこにあるのか、歴代のその後の大臣は一体何をしたか、宮澤大臣は一体これに對してどういふやうな姿勢をお持ちか、伺つておきたいと思ふ。

○宮澤國務大臣 当時のことは私も記憶しておりませんし、また大筋の考え方は、私はそのとおりだと思ひます。つまり、たゞいま御指摘のように、税のほうのものの考えからいたしまして、なるべく煮たきには流通税、間接税を課さないといふ考え方が伝統的でございます。それから原料にもなるべく課さないといふ考え方がございますので、両方からいまして、電気ガス税というものは、あまり税金として感心した税金ではないといふものの考え方は伝統的にあると思ひます。私もそう思つております。現実には、御承知のように非常に徴税がしやすいといふことと、地方に対するかわり財源等の問題で、毎年話題になりながらなかなか思うとおりのついでないのが現状であります。ことに、これも免税点を上げていただきますが、非常に進み方のテンポはおそい。本来私は、まあ、たまたまいま電気ガスの行政に係属しておりますけれども、そうでない立場から、税のほうの立場からいひましても、こういうものはもつと

軽減するやうな、それに関連した施策をとつていくべきものだと思つております。

○松平委員 大臣は正直にそういうことを申されました。一体総理はどういふ考えか、御存じございませんか。

○宮澤國務大臣 面と向かつて御所見をたゞしたことはございませぬけれども、前の総理大臣の考え方を大筋において承継しておられるのであらうと私は思ふのです。

○松平委員 もしそうであるとするならば、いま自治省からだれか来ておられますか。——自治省は、池田総理が通産大臣のときにわれわれと、年々下げていつて五%にするといふところまで約束をした。それに対して自治省は、その後池田さんがあつた病氣になつて苦しんでなくなつてしまつたら、とたんにそれをほごにしてしまつたといふのは、一体どういふわけだね。

○降矢政府委員 お答え申し上げます。三十九年まで三年間かかちまして三%引き下げたわけでございます。四十年以降、つまりいま大臣がお答えになりましたように、この財源は、市町村にとつてはかなり重要な財源でございますし、税率を引き下げておる場合には、御案内のとおり、かわり財源としてのたばこ消費税というものでこれを補てんしながらまいつてきたわけでございます。四十年以降、政府の税制調査会の御審議もいただきまして、いわゆる零細負担の排除といふことにおきまして免税点を毎年引き上げてくる、こういうことでこの問題に對処したわけでございます。いま先生から、ほごにしたとかしな

いとかいふお話がございましたけれども、決して意識的にほごにするといふやうな考え方は持つておりません。

○松平委員 この免税点を引き上げるくらいのことでは、これは問題にならぬと思うのですよ。やはりこれは地方財源にも関係があるけれども、何かかわり財源を見つけて、そうしてやつぱり約束どおり五%まで下げてもらひたい。しかも、これは大かたの人は、電気ガス税というものは知らな

いのですよ。料金だと思つてゐる。電気、ガスの料金の中に入つてゐると思つてゐるらしいのです。一体これほど案な徴税方法もない。徴税費は一文もかからない。こういうことで、イー・ジー・ゴイングなやり方というものは地方自治としていいかどうか、私ははなはだ疑問に思つてゐる。

そこで何つていきたいのだけれども、プロパンガスには税金はかかつておらぬわけですね。都市ガスだけに七%かかつておる、こういうことなのです。だから、それは私は、プロパンにかけるの言うのではなくて、プロパンと同じようにするのが——これが一体燃料行政と言へるか。ことにさつき大臣も、いわゆる煮たきする燃料に対して税金をかけるというような文明国はない、こういうふうにおつちやつておつたのだけれども、プロパンと同様に免税にするというところぐらゐまで考えられたらどうかと思ふのですけれども、大臣、決心はどうですか。ひとつ決意のほどを伺つておくと同時に、もし大臣がどうしても決意がないなら、池田さん——池田さんはいないから、総理に來てもらつて、あらためて聞くよりしやうがない。この約束ごとをどうやつて果たしてくれるか。

○宮澤國務大臣 これは、たまたま私がいまそのほうの行政に關係しておりますので、むしろ申し上げにくいのでありますけれども、本来税のほうの立場からいいますと、こういう税金は私は感心した税金だと思つていないのであります。でありますから、できるだけ、地方団体に對してかわり財源はどうしても何かの形で世話をしなければなりませんと思ふので、そういうことをよく閣内で協力をしながら議論を進めてまいりたいと思つております。

○松平委員 この点についてもう一つ聞きたいのですが、この電気ガス税というもので、なぜ一体電気税とガス税というものを區別するかということなんです。つまり電気については生産用に使つた場合にはあの法律は無税になつておりますね。ところがガス税については、生産用に使つた

場合においても七%かけるというのはいくつものわけなのだ、同じ法律の中で。家庭の消費用に使う場合ですね、電気を消費用に使う場合には七%かけておりますし、ガスにももちろんかけておりますが、電気の場合においては、これを生産用として使うという場合には無税になつてゐる。ガスを生産用に使う場合には七%かけるというのはいくつもの理由ですか。

○陸矢政府委員 お答え申し上げます。

ガスは一般に燃料、加熱、保温用として使用されておるわけですが、企業用の製造業に直接使用されるガスの量は、御案内のとおりかなり少ないわけでございます。また代替性もかなりあるわけでございます。また反面、用途別に使用を區別するというふうなことが困難であるばかりでなく、用途別のガス料金を算定することもむづかしいというふうなことで、従来から、このガスにつきましては一括徴収をするというふうなことを考へておるわけでございます。

○松平委員 とても何だかわからない答弁だね。

はつきりしてない。用途別がはつきりしてないと言つたけれども、君の答弁はなおはつきりしてない。用途ははつきりしてゐるのだ。たとえば学校給食の場合ガスを使つておりますね。これは免税になつておりますか。

○陸矢政府委員 これは地方税法の四百八十九条の第十項に、学校において「直接教育又は學術研究の用に供する電気又はガスで政令で定めるもの」に對しては、電気ガス税は課税することができな

い。と書いてございます。で、政令におきまして、直接の教育の用に供するものということで、学校給食に使うガスは課税をしないということにしてあります。

○松平委員 待つてください。用途別だと言つておるが、研究用はかけない、学校給食用は研究用並みに取り扱つてかけない、こういう意味ですか。もつとはつきり言つてくれ。

○陸矢政府委員 「直接教育又は學術研究の用に供する電気又はガスで政令で定めるもの」に對して

は、「こう書いてあります。政令におきまして、たとえば厚生施設とか寄宿舎とか、こういうものに使う場合は課税しますが、その他は課税しません」と書いてありますので、いま先生の御指摘のようなものについては課税をしないことになつております。

○松平委員 それはほんとうですか。私が聞いたところによると、学校給食の場合課税されておると聞いておるのです。これは一応調べてもらいた

い。それではもう一つ伺いますが、国立病院です。国立病院で入院患者がたつきんいる。あれはガスを使つておりますね。あれはガス税は免税になつておりますかどうか。

○陸矢政府委員 国立病院におきまして、付属病院において医療用にガスを使つておるものについては、これは非課税になつております。先ほど申し上げた政令のところで非課税にしてあります。が、たとえば患者の収容所とかそういうものに使うガスにつきましては、もとより非課税になつておりません。

○松平委員 それはどういふわけですか。医療用で、ことに結核病棟なんというものは、非常に困つてゐる人がたつきんいるんだ。そこへ長く入院しなくちゃならない。医療用に使うのはいいけれども、それらの人がそこで食事をするためのガスの料金には七%の税金を課しているというのは、一体どういふわけですか。

○陸矢政府委員 電気ガス税は、消費を通じてそこに担税力を見出して課税するわけでございます。したがつて、いま特に免税にしておりますのは、先ほど読み上げたような學術研究あるいは教育の用に供するものということにしておるわけでございます。ただ御案内のとおり、免税点は現在千円でございまして、本年度提案いたしておる改正案におきまして千二百円ということにしてあります。零細負担の配慮という意味から、相当高いところを非課税にしておるわけでございます。

○松平委員 これを自治省の局長と議論していても始まらない問題じゃないかと思ふ。これは大臣にお願いをしておきたいのですが、電気ガス税については、一つは、やはり初めのお約束どおり五%にしたいということ、それから、それからもう一つは、電気税とガス税というものを區別をしておるという現在の法律のたてまえというものを再検討してもらつたらどうか。つまり、電気税のほうは生産用に使つた場合に優遇されておるけれども、ガスを生産用に使つた場合は優遇措置がありません。私ども調べてみたところによると、今日ガスというものは一般消費用というものが大体六五%程度ではないか。それから生産用、あるいは先ほどの学校とか公用、あるいは商業用のためにも使つておりますが、そういうものが大体三五%になつておるんじゃないか。そういたしますと、やはりその点は物価にも影響が出てくるわけなんです。ですから、この点についてはやはりとくと検討してもらつて、そうして善処をしていただきたい、こういうことをお願いしておきます。

○宮澤國務大臣 前段の問題につきましては、私も実は御指摘のように考へておりますので、よく閣内でも相談をいたしまして、できるだけその方向にもつていくべきものだ。そのための関連の施策もございまして、本来そうしたものであらうと考へております。

それから、後段の問題でございまして、電気が生産用として使われる場合に免税を受けるのは、たしか生産コストの中で一定の割合に達した場合ということになつておると思ふので、おそろくガスについては、そういう大きな割合に達するケースがないということではないかと思ふますが、両方の取り扱ひが片ちゃんばになることはいけないと思ふので、そういうことがございしましたら是正をなさなうと思ふます。

○松平委員 最後に一点伺つておきたいのですけれども、エネルギー資源がいずれも海外に依存しているわけなんですけれども、現在、LPG、プ

ロパンそれから都市ガスの原料というものの何%くらいが海外に依存しておるか、それから国内で生産されるものはどの程度なのかということ、を、ちょっと聞いておきたいと思うのです。

○本田政府委員 お答えいたします。
LPGにつきましては約四〇%が輸入になっております。

○松平委員 それから、都市ガスのほうの原料であるところの燃料ですか、それはほとんど全部が輸入だろと思うのですが、そのところはどうかでしょう。

○馬場(一)政府委員 都市ガスの原料になるものうち、いわゆる石炭系の原料につきましては、おそろかなりの程度が国産の原料であろうと思っております。いわゆる油系のナフサガスあるいは原油等につきましては、輸入に依存するものが相当多いかと思っております。その正確な数字につきましては、一度調べまして後ほど御報告申し上げます。

○松平委員 そこで伺いたいのですけれども、北樺太の天然ガスがあいいうぐあいに暗礁に乗り上げてしまった。新しい提案がソ連からなされてきたというわけですね。これについて、北樺太の天然ガスをパイプラインで日本に持ってくるという構想の中に二つありまして、その二つを同時にするというわけなんです。一つは直接持つてくる管をつくる。もう一つは、沿海州に行きまして、あそこへ肥料工場を二つくりまして、ナホトカに持つていきまして、そこから液化して日本に持つてくる。初めこういう計画だったのが、現在は御破算になったというわけなんです。

そこで、この問題はまだ未知数の問題ではないかと思っております。しかし仄聞するところによりまして、日本の業界において、ある業界は非常に賛成しておられるけれども、ある業界は反対なんだ、こういうようなことを私は今日まで聞いておるわけです。これに対する政府の考え方なり、あるいは政府は、こういうソ連のガス資源を使うということについて今日まで何らか考えられたこと

があるのかどうか、部内で相談等もしたことがあるのかどうか、この点を参考までに聞かしておいていただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 先般ソ連に行かれた使節団のお話を聞いておりますと、ただいま御指摘のようないことがあったようでございます。すなわち使節団の方々は、一応北海道の消費を対象にしてものを考えておられたようでございました。そこで、北樺太の埋蔵量が大体二十年間くらいであればこれに見合うと思っておられたようでありまして、一方で北樺太の埋蔵量の数字が違っておるといふことを会談のある段階で指摘された。それと同時に、本土のほうにもっと大きな埋蔵量のものがあるという話を持ち出された。そこで問題は二つ起こりまして、もっと大きな埋蔵量のものでありますと、北海道だけでこれを消費するということにはならないわけでございますから、それをどう受けるかということについて、にわかに現地では何とも結論が出ず、そのまゝの状態に帰つてこられたというように聞いております。したがって、政府部内でこの問題を公式に検討したことはまだないと私は思います。

それから、供給の安定とか、価格であるとか、またパイプラインを引きますためのいろいろなプロジェクトの関係等々、いろいろ問題はございまして星雲状態ではありますけれども、しかし、ソ連のガスであるからといって何も特に毛きらいする必要はない、コマリシャルベースでいくものならば、ソ連であるからやめたほうがいいとかいう考え方は私自身は持つておりません。

○松平委員 あとはこまかい問題ですから、そのときに譲ります。以上でやめます。

○八田委員長 この際、機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案及び輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。宮澤通産大臣。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律

機械類賦払信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

機械類信用保険法

第一条中「機械類の割賦販売契約」を「機械類に係る割賦販売契約及び購入資金借入保証契約」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「購入資金借入保証契約」とは、政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上分割して償還することを条件として機械類の購入者が銀行その他の金融機関から借り入れる当該機械類の購入資金に係る債務を当該機械類を製造し、又は販売する者が保証する契約をいう。

第三条第一項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改め、同条第二項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に、「機械類の割賦販売契約」を「割賦販売契約又は購入資金借入保証契約」に改め、「代金の額」の下に「又は製造業者等が当該購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済をした金額のうち借入金若しくは遅延利息以外の利息(以下「借入金等」という。)であつて当該購入資金借入保証契約に係る割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡した後に償還期日若しくは支払期日(以下「償還期日等」という。)の到来するものの額」を加え、同条第三項第一号中「当該割賦販売契約」の下に「又は購入資金借入保証契約」を加える。

第四条中「受領すべき金額」の下に「又は購入資金借入保証契約に基づく保証に係る借入金等であつて当該購入資金借入保証契約に係る機械類を引き渡した後に償還期日等の到来するものの額」を加える。

第五条を次のように改める。

(保険金)

第五条 第三条第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち割賦販売契約にあつては第一号に掲げる金額から、購入資金借入保証契約にあつては第二号に掲げる金額から第三号及び第四号に掲げる金額を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 製造業者等が決済期において支払を受けることができなかった代金の額(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)

二 製造業者等が当該債務者に代わつて弁済をした借入金等であつて償還期日等の到来したもの(会社更生法の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該債務者に代わつて弁済をした借入金等であつて当該償還期日等後において償還期日等の到来するものの額を将来にわたつて求償することができないことが確実であると認められるときは、その借入金等の額を加えた金額)

三 当該割賦販売契約又は購入資金借入保証契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額

四 決済期において支払を受けることができなかったこと又は当該債務者に代わつて弁済をしたことにより支出を要しなくなった金額

第八条中「代金の回収」の下に「若しくは同項の保険関係が成立した購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わつてした弁済の求償」を、「その割賦販売契約」の下に「若しくは購入資金借入保証契約」を加える。

第九条中「決済期」の下に「又は償還期日等」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している改正前の機械類信用保険法（以下「旧法」という。）第三条第二項の保険関係については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により政府と製造業者等との間に締結されている昭和四十五年度に係る保険契約（以下「旧保険契約」という。）については、なお従前の例による。

4 旧保険契約を締結している製造業者等は、この法律の施行後二月以内に申し出て、当該保険契約を改正後の機械類信用保険法第三条第一項の保険契約に変更することができる。この場合において、当該変更は、その申出の日に効力を生ずる。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類信用保険特別会計」を「機械類信用保険特別会計」に改める。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十六号の三中「機械類信用保険」を「機械類信用保険」に改める。

第十条第十号中「機械類信用保険」を「機械類信用保険特別会計」に改める。

7 機械類信用保険特別会計法（昭和三十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

機械類信用保険特別会計法
第一条中「機械類信用保険法」を「機械類信用保険法」に、「機械類信用保険」を「機械類信用保険」に改める。

理由

中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、機械類の購入者が金融機関から借り入れる購入資金に係る債務をその機械類の製造業者等が保証する契約について信用保険を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「海外投資元本保険」を「海外投資保険」に改め、「第五章の三 海外投資利益保険（第十四条の六、第十四条の九）」を削る。

第一条の二第八項を次のように改める。

8 この法律において「海外投資」とは、次に掲げるものをいう。

一 外国法人の株式その他の持分（以下「株式等」という。）の取得

二 外国法人（本邦法人又は本邦人がその株式等取得しようとし、又は所有するものに限り、）の株式等取得しようとする外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は他の外国法人若しくは外国人に対する当該株式等の取得に要する資金にあてられる長期貸付金に係る債権（以下「貸付金債権」という。）の取得

三 外国法人（本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限り、）の社債その他これに準ずる債券又は当該外国法人に対する長期貸付金に係る債権（以下「社債等」という。）の取得

う。の取得

四 本邦外において行なう事業の用に供する不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益（以下「不動産に関する権利等」という。）の取得

第一条の三中、「海外投資元本保険及び海外投資利益保険」を「及び海外投資保険」に改める。

第一条の七第七号中「海外投資元本保険」を「海外投資保険」に改め、同条第八号を削る。

「第五章の二 海外投資元本保険」を「第五章の二 海外投資保険」に改める。

第十四条の二第一項中「海外投資元本保険」を「海外投資保険」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 海外投資保険は、海外投資を行なった者が次の各号の一に該当する事由により受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一 株式等、貸付金債権若しくは社債等の元本（以下「元本」という。）、株式等に対する配当金の支払請求権若しくは貸付金債権若しくは社債等の利子の支払請求権（以下「配当金請求権等」という。）又は不動産に関する権利等を外国政府等により奪われたこと。

二 海外投資（第一条の二第八項第四号に掲げるものを除く。）の相手方が戦争、革命、内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方（同項第二号に掲げる海外投資にあつては、株式等の取得の相手方を除く。）について事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと。

三 戦争、革命、内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等について損害を受けて当該不動産に関する権利等を事業の用に供する

ことができなくなつたこと。

四 元本の喪失（第一号又は第二号の事由によるものを除く。）により取得した金額、株式等に対する配当金若しくは貸付金債権若しくは社債等の利子（以下「配当金等」という。）又は不動産に関する権利等の喪失（第一号又は前号の事由によるものを除く。）により取得した金額（以下「取得金等」という。）を次のいずれかに該当する事由により政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかったこと。

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

ハ 外国政府等による当該取得金等の管理

ニ 当該取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

ホ イからニまでに掲げる事由の発生後に於ける外国政府等による取得金等の没収

第十四条の二第三項中「海外投資元本保険」を「海外投資保険」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

（保険金）

第十四条の三 前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本（以下「事故元本」という。）について同項第一号の事由又は同項第二号の損害の発生直前に評価した額と当該事故元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権等に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権等（以下「事故配当金請求権等」という。）について同項第一号の事由又は同項第二号の損害の発生直前に評価した額から、不動産に関する権利等に係る損失にあつては当該

事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同項第一号の事由又は同項第三号の損害の発生に直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 事故元本、事故配当金請求権等又は事故権利等についてそれぞれ当該事由の発生の直後に評価した額

二 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

三 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

2 前条第二項第四号の事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、元本又は不動産に関する権利等（以下「元本等」という。）の喪失により取得した金額に係る損失にあつては同号イからホまでの一に該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかった金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該元本等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金等に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 当該送金不能額をもって支出した金額

三 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

3 元本等について前二項の規定により算定した政府がてん補すべき額又はその累計額が当該元本等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額をこえるときは、政府

がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由の発生前における当該元本等の喪失（前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した元本等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額

二 当該事由発生前における前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

三 第一項各号又は前項各号に規定する金額

4 政府は、第一項及び前項の規定にかかわらず、前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち次の各号の一に該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第一項及び前項の規定により算定した政府がてん補すべき額のほか、その額と第一項第二号又は前項第二号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号又は前項第二号に規定する金額とみなして第一項及び前項の規定を適用して算定した政府がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一 外国政府等による没収

二 外国政府等による管理（政令で定める期間以上の期間継続して行なわれたものに限る。）

三 前二号に準ずる事由であつて、政令で定めるもの

第十四条の四中「事故株式等」を「事故元本若しくは事故権利等」に、「対価の回収」を「対価若しくは取得金等に係る送金不能額の回収又は事故配当金請求権等に関する権利の行使」に改める。

第十四条の五中「第十四条の三第一項」の下に

「又は第二項」を加える。

第五章の三を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資元本保険及び海外投資利益保険については、その海外投資元本保険又は海外投資利益保険の保険契約が更改により海外投資保険の保険契約とされた場合を除き、なお従前の例による。

理由

近時海外投資の必要性が増大している実情にかんがみ、付保の対象とすべき海外投資の範囲及び担保危険の拡大、てん補率の引上げ等の措置を講ずるため、海外投資元本保険と海外投資利益保険とを統合した海外投資保険の制度を新設することにより、海外投資の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○官澤國務大臣 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行の機械類賦払信用保険制度は、昭和三十六年に五年間の臨時措置として設けられ、その後、昭和四十一年にそれまでの実績が評価されて恒久制度となり、現在に至っているものであります。この間、この制度は、割賦販売に伴う代金不払いのリスクを保険することにより健全な割賦販売を促進し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに貢献してきております。最近においては、本保険に付保された機械類の割賦販売は年間一万三千件、金額にして四百億円にのぼり、また保険に加入している製造業者等の数は三百数十社に及び、中小企業者、機械工業界の双方にとって重要な施策の一つとなっております。

今回の法律改正の趣旨は、本保険制度を拡充し、新たに購入資金の融資を伴う機械類の販売——一般にローンによる販売といわれますが、これにつ

いても信用保険を行なうことであります。ローンによる販売とは、機械類の製造業者等があらかじめ銀行と提携し、機械類を販売することに銀行から購入者へ月賦返済を条件とする購入資金の貸し付けを行なわせ、その債務を製造業者等が保証するものであります。最近急速に普及する傾向が見られます。

この販売方式は、割賦販売と非常に似ておりまして、購入者としては月賦で機械を買うことができ、製造業者等の側から見ても、銀行に対して債務保証をするために、結局、割賦販売の場合と同様の資金的なリスクを負うこととなります。

他方、ローンによる販売は、割賦販売と異なり、製造業者等の資金負担を銀行が肩がわりすることになるため、現在の割賦販売の制約要因となつていた資金負担問題が解決され、中小企業者が信用販売によつて機械類を購入する機会が拡大されることとなります。

しかし、ローンによる販売の信用上の危険は、結局、製造業者等が負担しているものであり、製造業者等の担保力、信用力に限界があるため、これを負担し切れないのが現状であります。

したがって、この担保力、信用力を補完するために、政府が保険制度を実施すれば、中小企業者にも機械類の製造業者等にも有益なローンによる販売の飛躍的な増大が期待でき、このような見地から本保険制度の拡充を行なうこととしたものであります。

以上申し上げましたとおり、今回の改正は、最近のきびしい経済環境のもとにある中小企業者、機械工業界の双方にとってきわめて有意義な施策であり、ぜひその実現をはかることが必要と考えております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近時わが国経済の急速な発展に伴って海外資源の確保が緊要となつてゐる一方、内外の経済環境の変化に対応して、わが国企業の活動の場を広く海外に求めることが必要となつてきており、このため海外投資の積極的な促進が要請されております。

また、南北問題の進展と、わが国の国際的地位の向上に伴い、わが国に対する経済協力拡充の要請は一段と強まつてきておりますが、海外投資は効果的な経済協力政策の一つであり、この面からもその必要性を増してまいります。

わが国としては、このような要請にこたえとともに、外貨の有効活用という見地からも海外投資の積極的な促進をはかる必要がまいります。

海外投資保険制度は、海外投資に伴つて投資者がこうむる政治的危険の負担を分散し、軽減することにより、海外投資を円滑に行なわせることを目的とする制度であります。現行の制度は、今日の国際環境下におけるわが国経済の実態に十分対応し切れない点があり、国際的にも立ちおくれている面がありますので、かねてより各界からその拡充、改善を強く要請されていたのであります。

このような実情にかんがみ、現行の輸出保険法に所要の改正を加へることとし、本改正案を提案した次第であります。

次に、改正法律案の概要を御説明いたします。

改正点の第一は、付保対象の範囲の拡大であります。

現行法におきましては、付保の対象となる投資元本は、株式その他の持ち分に限られておりますが、これに加え、合併企業等に関する長期貸し付け金、合併企業の発行する社債及び海外直接事業を新たに付保の対象とすることとしたいたしました。また、投資利益につきましても、配当金に加えて長期貸付金及び社債の利子を付保の対象とすることとしております。

改正点の第二は、担保危険の拡大であります。

現行法におきましては、投資元本については担保

危険は戦争危険と収用危険に限定されておりますが、今回投資元本の回収金について、為替制限等の送金危険も担保危険とするよう改正することとしたいたしました。また、投資利益につきましても送金危険に加えて戦争危険及び収用危険を担保危険とするよう改正することとしております。

改正点の第三に、てん補要件の拡大であります。

現行法におきましては、被投資企業が解散するか、または投資者がその持ち分を処分することを保険金支払いの要件としておりますが、この要件を緩和し、被投資企業について事業の継続不能等の事由が発生した場合には保険金を支払い得ることとしております。

改正点の第四は、てん補率の引き上げであります。

現行法におきましては、てん補率は七五％となつておりますが、今回これを九〇％に引き上げることとした。以上のほか、保険金算定方式の合理化、海外投資元本保険と海外投資利益保険の一元化等所要の改正を行なうこととしております。

以上が、今回の改正の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案の質疑は後日に譲ることいたします。

○八田委員長 再びガス事業法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。松尾信人君。

○松尾(信)委員 ガス事業法の一部を改正するこの法律案は、消費者の保安というものを強化していこう、その安全を確保していこうという一面と、さらに、プロパンガスが非常に進出してまいりまして、一部都市ガスと競合する面が相当出てまいりました。それで、この両方の事業の調整を

していこうとするところに一つの特色と申しますか、ねらいがあると思うのであります。私は、この都市ガスとプロパンガス事業の競合、調整の点について逐次お尋ねしたいと思つております。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

先ほどのお尋ねに対して回答のとおり、この簡易ガス事業、またLPガス販売事業のほうも非常にふえておる。両者で全需要家の六〇％を占めておる。このようなことは、その大きな原因は、一部都市ガスが採算の面からガスの供給ができないうる間にプロパンガスがどんどん出てきた、大いに利用されてきた、そういう点にあると思われのでありますけれども、その進出してきただころで保安の問題等いろいろなことが起こつてきておる。それでありますので、今後一般ガス事業と簡易ガス事業の分野をどのようにしていこうとするのか。さらにまた、小規模LPガスの販売分野をどのようにしていこうと考えておるのか。そのような各事業の分野について今後どのように政府が指導するのか、どのようなお考えがあるのかということを最初に御尋ねしたいと思つております。

○宮澤國務大臣 詳細は政府委員より申し上げますが、基本はやはり消費者の利益を第一に考えることであるというふうに思つております。消費者の利益から申しますと、本来、一般ガスが普及することが一番望ましいのでございましょうけれども、にわかにはそういうことは期待できない場合も多うございまして。したがって、公益事業という形で規制された姿において、保安等々、供給責任を確保しながら簡易ガスを普及させていく、こういう考え方で考えております。

○松尾(信)委員 おのおのそれぞれの分野があると思ひます。一般ガスのガス事業は当然その分野がある。また簡易ガスの事業にも当然その分野がある。そしておのおのその部面が伸びていくわけでありまして、そのようにいたしますと、一般ガス事業の供給区域にありますが簡易ガス

事業というものは今後どのようになっていくものであるかということについてお尋ねしたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 ただいま大臣から申し上げましたように、基本的にはいわゆる消費者の利益と申しますか、消費者の選択というものが基本になるかと思ひますが、先ほど来お答え申し上げましたように、日本の中には非常に各種の特性を備えた地域がございまして。いわゆるすでに市街地になつておりますところ、あるいは将来市街地になることが確実なような地域、こういう地域に對しましては、大規模な設備によりましていわゆる均一な条件で都市ガスを供給していくということが、一番実態にも合います。一番適当ではないかという考え方でございまして。

しかしながら、そういう近き将来に市街地になるというまでに、いわゆる既成の市街地からかなり離れた、まだ都市ガスの普及しにくい地区に、大きな集団住宅、団地等がございまして場合に、これに對しまして、この法律で申しますと簡易ガス事業に当たるような、簡易な、その地点の限られた需要を對象にいたしましてガスの設備によつてガスを供給することが適当な地域、またそれが合理的であるという地域があると思ひます。それからもう一つ、いわゆる山間僻地と申しますか、都市部からはるかに隔たつていて、いわゆる集団住宅等もないというふうな非常に分散して集落等がございまして、これは都市ガスの普及もずっとおくれまして、かつまた一定の地区にかなりまとつた需要がないというふうな地区に對しましては、現在も行なわれておりますように、いわゆる一本売りのボンベ供給と申しますか、こういうふうなところでその地域の家庭用燃料、エネルギーの需要がまかなわれるということが、ここではあるかと思つております。

○松尾(信)委員 それで、その一般ガスの供給されているその区域に簡易ガス事業がいまあるわけですから、そのような場合にどうされるのか。その簡易ガス事業というものが、逐次それが需要者の希

望といいますが、そういうものによってかわつていくのではないか、このように考えるのでありますけれども、そういう現在一般ガスの供給区域内にある簡易ガス事業に対してどのようにお考えになつておるかというのを聞きたいと思ひます。

○馬場(二)政府委員 この法律が施行されまして、いわゆる簡易ガス事業というのが法律の対象になりました場合に、それ以前にすでに一般ガスの供給区域内にございまして簡易ガス事業、あるいは供給区域外にある簡易ガス事業、つまり法律の施行以前にすでにそういう実態があつて営業をしております簡易ガス事業に対しては、これは経過規定を置かしまして、この法律の施行後六十日以内に一定の手続によって届け出をなさいますれば、それはそのまま認めてまいりたいと思ひます。それから、この法律の施行後新たに簡易ガス事業をやりたいというような向きに対しては、供給区域外でありますれば、これは法律に基づきます基準によつて必要なものを認めてまいりますが、供給区域内に新たに簡易ガス事業をやりたいという申請に対しては、先ほど申しましたように、その地点が将来どういう地域になるか。つまり、供給区域内にございまして、そこが近き将来に市街地として発展をする、あるいはその地域に対してかなり確実な都市ガスの供給計画があるというような場合におきましては、それらを調整いたしまして、その簡易ガスを認めるか、認めないかということを決めていきたい、こういう考え方でございまして。

○松尾(信)委員 そうしますと、いま一般ガスのガス事業の区域にありますが簡易ガス事業でありますけれども、消費者の数がだんだんふえてくるということになりまして都市ガスの採算ベースに達しますと、やがてそれは都市ガスにかわつていくであらう、こう思うのですけれども、そういうことはございましてか。

○馬場(一)政府委員 法律が施行されましたときの既存の簡易ガス事業に対しては、先ほど申しましたように、そのまま認めてまいります。た

だし、逐次年がたちますと、その地域あるいはその地域の周辺にいわゆる市街地が発達をいたしまして、都市ガスがその地域に延びてまいるといふことが予想されるわけでございます。その場合におきましては、その地域に対しては、ごさいました簡易ガス事業にかわつて都市ガスを供給させるか。つまり、そこまで都市ガスの供給を延ばすべきか、あるいは引き続き簡易ガスがそれをするかという問題が、都市ガス事業者と簡易ガス事業者との間で出てまいりと思ひます。この場合には、原則といたしまして、両者が話し合ひをいたしまして、かつ基本的には、その地域における消費者の利益というものが基本になりますので、それに対応いたしまして、どちらの状態がいいかという実態に基づきまして、両者の話し合ひで、都市ガスが簡易ガスにかわるか、あるいは簡易ガスがそのまま残るかということがきまつていくであらうというふうに考えます。

○松尾(信)委員 でありますから、場合によれば消費者の希望で一般ガスにかわつていく。そのとき話し合ひがなされるわけでありすけれども、一般ガス事業にかわつていく場合の話し合ひであります。既存の小さなガス供給業者、それが今度大きく一般ガスにかわつていく、そのときの話し合ひは、補償を含めた話し合ひか、どのような話し合ひの内容であるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 ただいまのような話し合ひが行なわれます際には、当然都市ガスがその地域に延びてまいりますと、それまでの簡易ガスの需要家が都市ガスにかわるわけでございますから、簡易ガス事業者がその場合そこで廃業するというようなこともあるかと思ひます。その場合におきましては、当然いままでの商業の実績というものがございまして、ただいまお話しのように、それを廃業いたします際には、それについてどの程度の補償をするかという問題もケースによつては起きてくるかと思ひますが、そういう具体的な点につきましては、都市ガス事業者と簡易ガス事業

者との、そういう問題を含んでの話し合ひが行なわれる、かように思ひます。

なお、両者間で話し合ひが円滑に進むことが一番望ましいわけでございますけれども、もしそういうことになつてしまつて話し合ひがつかない、紛争が起るというような事態につきましては、今度の法律によつて各通産局ごとに設けられます地方ガス事業調整協議会に通産局長がはかりまして、その処理方針について適当な結論を出すということもあり得るものと存じております。

○松尾(信)委員 大臣もお時間で忙しいようでございまして、このように、簡易ガスが都市ガスにかわられていくといういろいろな問題が、ありまして、このように点につきましては、大臣におかれましてはよく慎重にお考えなされて、既存のそういう小さな業者に対して、大企業優先的な考え方ではなくて、何かあたにかい施策を考えてあげるといふことについて一言お答えをいただきまして、御退場願つてけっこうだと思ひるのでございまして。

○宮澤内務大臣 一番基本になりますのは消費者の利益であると考えますが、しかし御指摘のように、既存の簡易ガス事業者の商権というものは、これは現在あるものでございまして、都市ガスがそこに入っていくという場合には、既存の商権というものが尊重されるような形で、話し合ひがむずかしくなるようではございまして、協議機関の場も使つて円満な妥結が見られますよう、行政の面としても努力をいたさなければならぬ場合もあるかと考えます。

○松尾(信)委員 くだいようでございすけれども、一般ガスの供給区域内にありまして、その既存の簡易ガスでございすね。これはほんとうに一般都市ガスの前線である。都市ガスの補充的な機能を果たしておる。そして消費者に非常にガスの供給を早くいたしまして喜ばれておる。まことに大きな役割りを果たしておると思ひます。でありますから、大きな役目を果たしてありますのに、あとで都市ガスに交代するわけでありす

から、そこには過去の功績というものがあったわけでございますから、そこを十分お認めなさつて、そして十分な補償が考えられていくべきであらう、このように考えるんです。そのような配慮がまたなされなければいけない。また、大資本の都市ガスと零細な簡易ガスでは、争つても問題になりません。でありますから、今後の協議会のあり方、そこにおける審議というものをほんとうに慎重にしていきたい。泣き寝入りになるようではいけない。くだいようでありますけれども、繰り返してお願ひする次第であります。

次に申し上げたいのは、いま団地の計画がたくさんあちこちに出ております。そのような団地の計画というものと都市ガスの供給計画というものがどうなつておるか。マッチしておるか。団地が先でできて、そこにいろいろの小さな零細なプロパンガスがやつておる、あとでまた一般ガスが進出してくるということになる、同じような問題をいつまでも繰り返していくわけでありすから、相なるべく、団地の規模、世帯数等をあらかじめ考へておられて、先行投資と申しす、思い切つて都市ガスがそこにガス管を引つづる、あとで問題を起さないようにしていくというような配慮もされていかなくちゃいけない。特に今後は大きな団地が相当計画的にできてまいります。そのような点につきまして、今後、団地と一般ガスの導管に関する先行投資の問題について、どのように指導されていくかということについてお尋ね申し上げます。

○馬場(二)政府委員 先生御指摘のように、これから特に大都市の周辺には、数々のかなり規模の大きい団地が續々と形成をされ、それが将来の市街地になつてまいらるわけでございます。したがいまして、特に大都市に供給区域を持ちますガス事業者は、その供給計画をつくるに際しましては、向こう数年間のその地域におけるそういう需要がどこで発生するか、それがどういふテンポで行なわれるかというような状況につきまして、十分見通しをいたした上で適切な供給計画を立てな

○松尾(信)委員 次に、いよいよ一般ガスの供給計画がきまった場合には、その供給計画を営業所だとか事務所だとかその他の事業場に掲示するというふうになっております。需要者にとりましては、いつ自分のところにガスが引かれるか、これは非常に関心の深いと申しますか、期待して待っているわけであります。というていつもガスのことばかり考えておるわけにもいきませんので、このような、営業所だとか事務所その他の事業場に掲示するだけでは、いつ引かれるかと期待して待っている、そういう消費者にまだまだ徹底しないじゃないか。でありますから、掲示は当然のことといいたしまして、それ以上に消費者に徹底する方法を考えていただきたいと思うのですけれども、何か考えはないか、このように言われますならば、地方紙に数回載せるとか、またはローカル

のニュースで流してもらおうとかいうふうにはして、関心深く期待して待っている消費者に、何か揭示以上にこたえていただいたほうがいいんじゃないか、このように思うのですけれども、どうでしょう。

○馬場(一)政府委員 先生の御趣旨のとおりであると思いますが、ただ営業所に公示をするというだけではなくて、もっと広くその地域の住民に将来におけるガス供給のめどといえますか、そういう事項を広くPRするという方法につきましては、われわれも考えましてガス事業者を指導してまいりたいと思います。

○松尾(信)委員 よろしく願ひしておきます。次に指定検査機関についてでございますけれども、ガス機器の検査に今度強制力が与えられる。この検査による表示がなければ販売もできないというように非常に強くなつてまいります。でありますから、検査員も準公務員としての責任がある。その責任も、いままでの単なる公益法人としてのものだけじゃなくて、今度は国家的な権力を持ったようなものになっていくわけでありまして、いままで従来の検査機関をどのように監督、指導してこられたか。また、今回この法案によりましてそのような強い力を与えていくこの指定検査機関に対して、どのように強く指導し、どのように監督をしていくとするか。そのようなものがきちんとあるべきではないか。現在どのようなものがあるのか、また将来はどのようにしていくか、現在のものだけで十分かどうか、そういうことを、これは非常に重大な機関でありますので、この際お尋ねしておきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 現在ガス用品については、この法律がきますまでは、国の検定あるいは登録制度というふうなものがございまして、また業界のいわゆる自主的な検査が行なわれている状況でございます。その自主的な検査を行なっている機関といたしましては、日本ガス機器検査協会というのがございます。この法律が改正になりますと、われわれといたしましては、大体、その日

本ガス機器検査協会というのを、いわゆる法律に基づき指定検査機関として認めてまいりたい、かように思っております。いまはその検査協会はむしろ業界の自主的な機関でございますが、今度かりにこれが指定検査機関になるといたしますと、いわゆる法律に基づき国のやるべき仕事をやるわけでございますので、ただいま先生御指摘になりましたように、その役員の任先でございますとか、あるいはそこに働きます職員の方というもののにつきましては、これはいわゆる公務員に準ずるものといひまして、十分厳重に監督、指導してまいりたい、かように考えております。

○松尾(信)委員 いまお話しのとおり、これはメーカーに対しても大きな規制力がございまして、また一切販売もできないというふうな、販売面につきましても大きな力が、指定または検定、それに基づく表示ということから起こつてまいりますので、十分な監督をしていただきたい、また指導をしっかりとさせていただきたい、またこの検査機関といふものをしっかりと伸ばしていただきたい、このようにお願いしておきます。

最後に、地方ガス事業調整協議会でございますが、この協議会も、一般ガス事業と簡易ガス事業との間の事業活動の調整に意見を述べる。先ほどからくどくどお話をいたしました簡易ガス事業、これと一般ガス事業とのいろいろの競合の問題、そういう点を調整する、そこに意見を述べるといふようになっております。なお、通商産業局長の諮問に應じまして、種々重要事項を調査審議しております。でありますので、この地方ガス事業調整協議会の意見が長引くようでございますれば、これも先ほど触れましたとおり消費者が迷惑いたします。また調査とか審議といふものも、たびたび行なわねばならぬでしょう。また相当広い区域にわたつて問題が起つてくるんじゃないか、このようにも考えられます。でありますので、そのような調査等に関する交通費、調査費といふものについてどのように予算的に配慮されて

おるかどうか。またそのような協議会の運営に予算的措置があるのかないのか。委員に対して、どのような報酬を出そうとするのか。その考え方によりまして、この協議会が非常に活発に動いていくようにもなれば、これが単なる名目的な協議会になっていくおそれもございまして。そういう点について、ひとつきちんと御返答願ひしたいと思います。

○馬場(一)政府委員 この地方ガス事業調整協議会の持つてゐる役割は、いま先生の仰せになりますように、非常に重要な協議会でございます。したがうして、その協議会が十分活動のできますような予算的配慮等しなければいけないというところで、本年度四十五年度におきましては――これは四十五年度は、当初から御承知のようにガス事業がまだできておりませんので、予算としては、一応九カ月予算という感じで組んでおりますが、委員手当、委員旅費、庁費等を含めまして、いわゆる九カ月分というところで二百八十万円の庁費予算を組んでおります。むろんこれによりまして御活動願ひいただけます。実際には、これは通産局の庁費でございますので、これだけで、これ以上活動ができないということではございませんで、もし、これ以上さらに調査のためにいろいろ予算が必要でございましたら、必要な限度において通産局のほかの予算の中からさらに配分をしてまいりたい、かように考えております。

○松尾(信)委員 金額的には急には言えませんが、感じとしては、全国の通産局長のいらつしやるところにこのような協議会ができていくわけでありまして、そこにおのおの七人の委員が任命されていくわけでありまして、非常に調査区域も広いし、日本全国でこのような問題が起つてまいります。でありますから、調査費だとか、そのような交通費というものは、案外金がかかるんじゃないか、このように考えます。今後とも十分予算を請求されまして、そうして、せっかくのこの事業、この改正でございますから、りっぱな方向に向かってスタートさせていただきたい、民

間と大企業との間にトラブルのないようにやっていただきたい、このように希望いたします。

なお、委員七名となっておりますけれども、その七名の中には、当然消費者代表が入る、また簡易ガス事業の代表者も入る、またプロパンガスの代表が入る、このように理解するわけでございまして、大体、この委員の構成等につきましては、どのようなお考えであるか、これを伺ひまして、最後にいたしたいと思います。

○小宮山政府委員 お答えいたします。

調査費その他旅費につきましても、現在私たちが予算要求いたしておりますけれども、そういうものについての旅費あるいは庁費その他考えております。

それから委員の構成でございますけれども、業者は入れません。中立委員だけを入れて、消費者その他の学識経験者で構成する考え方でございます。

○岡本委員 次の質問者の方が見えなくなりましたので、ちよつと関連で御質問を申し上げます。

一つは、この検査協会のことでありますけれども、この検査協会というものはどれくらいの権限を持たせるのか。それから、全部の検査だと思ひますけれども、あるいは手数料、こういうものは、やはり通産省のほうできつとまとめてあげるのかどうか。これをもう一度、どのくらいのものなのか、ちよつとお知らせいただきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 指定検査機関が持します役割は、今度法律の対象にいたしましたガス器具につきまして、検定制度というのがございまして、検定制度というものがございまして、その製造業者のつくりましたガス用品の検定をやる。つまり、それが定められておる基準に合致しているものかどうかということを確認する検定の事務を、指定検査機関においてやらせるつもりでございます。

それからもう一つ、個々の検定ということのほかに、いわゆる製造業者の登録制度というのをつくりまして、この登録を受けました製造業者は、一定の型式のガス用品につきましては、型式承認

どういふふうになるのか。これを最後に答へ願いたい。

実は、前回ここで議決になりましたとき、七つ

年にはそれが平均百七戸くらいになつておりました。四十二年には百十一戸というふうに、年々、

月を模範的にやってみせろ」とカンの専断が通らない
ということがいろいろ出てまいるかと思ひますの

で、先生の御心配いただきます旨をよく体しまして、この新しい法律に基づきいろいろな認可その他の行為を機動的に迅速にやってみよう。そのためには、こういう処分をするにあたりまして、処分のパターンになるような運用基準といえますか、こういうものをできるだけ正確に整備いたしまして、この処分をいたします公益事業局あるいは通産局に對しまして仕事の指針ができるようにひとつ考えてみたい、かように考えております。

○塚本委員 公営住宅等におきましては、団地計画等があらかじめ相当前から提示されることとございましょう。ですから、事前にガス事業の会社はその計画を通産省に提示をして、そして万漏なき処置をとることはできるでございましょう。しかし民間におきましては、御承知のとおりそういうことがなくて、急に土地が手に入った——特に最近では、もうわれもわれもと、大会社ならば不動産業をしなれば損だというような形が、この一、二年の風潮でございまして、電鉄会社はもう人のこと。しかしいわゆる宅地造成の最大の価値は、何であるか。電気、ガス、水道、あるいは下水と、こうくるわけでございまして、そのときに電気は比較的簡単に引いてくれます。というときに、ガスだけはどうしてもおくれがちになる。そのガス事業者自身の立場もあるでございましょうが、しかしガス事業者は、公営事業に對してはもちろんでございまして、そういう民間の団地造成に對しても、相当規模の大きいものがたくさん出てくると思うのですが、そのときに、計画になかったじゃないかと、変更なんかは、今度は新法になつたからといって、省令においてシビアに、いま局長のお話のとおりなさらしたら、やはり半年なり一年の期間を待たなければいけないというような形になりがちだと私は思うのです。そういうときに、事情によつてそれはすつと、事業計画になつたけれどもその宅地造成と並行して認可してなし得るように、急遽事業計画の変更をできるような処置がとれるものかどうか。い

かがでしよう。

○馬場(一)政府委員 供給計画は、毎年向こう五年もしくは三年ぐらゐの供給計画を出してもらうわけでございしますが、その中で、それを実施してまいります過程で、いま先生のおっしゃいましたように、非常にその土地の情勢の変化によりまして、機動的に對処しなければいかぬ事態が数々出てくるであろうと私も存じます。そこで、そういうときにはガス事業者のほうでも、絶えず民間を含めまして宅地造成の計画あるいは団地の計画等を十分に把握しておくという努力を当然してもらわなければいかぬと思いますが、これをつかみまして年度の途中でいろいろそういう実施計画の変更をいたしたいという場合におきましては——これは結局、実施計画を変更いたしますと、導管にいたしまして、先ほど申し上げました工事計画の変更ということになつてまいらうかと思ひますので、それに対しては、先ほど申しましたように、役所のほうでもできるだけ機動的に処理する体制を整備してまいりたいと思ひます。結局、役所の機構なり人員なりの問題にもからむことかと思ひますけれども、できるだけ先生の御趣旨に沿ひまして、ひとつ工事がそういうことでおくれのことのないように對処してまいりたい、努力いたしたいと思ひます。

○塚本委員 山をくずして団地が形成されておる。そのときに、ついでにいわゆる道路用地のところへ導管を施設すれば何でもないことです。わかつておる。だけれども施設計画にはできていない。実は団地ができ上がる前に舗装をしてしまつて、そしてやつたあとから通産省から認可が来た、またその舗装を割って埋設をしなければいけない、こういうことが予想されるのです。だから、ほかの要素によつてできないならばいざ知らず、実は通産省の認可だけがおりないのだというやうなことで、いま局長がいみじくもちらつと漏らした、よりシビアにという法律順守の立場からいいますと、経済的にたいへんなロスが出てくるという形が想定されるわけです。これは決して例

外的なものじゃない。最近におきます地価の暴騰から、一刻も早く土地を手に入れておいて、そして早く供給してやろうとする相当の企業等が、あるいはまた従業員の住宅等が造成される場合に、最近はその時代でございまして、家がでる前に必ず先に舗装なりという形になる。あとから家ができて導管が割つて入るというやうなことになる。かようなことと思うわけでございまして、下水のやうな予算を伴うところの地方公共の事業ならば、それもかつてに首長の専断で行なうことはできませんから、これは先にすることはあるいは無理かもしれませんが、しかし営利会社というものは、その点、機を見るに敏でございまして、そのことがいわゆる事業計画の中に入つてなくても、需要者の要求で、法のワクの中ならば変更してはしなくて、おたくにかけこむこと必ずあるべしと見なければなりません。そのときに直ちに、他に影響を及ぼさなければ計画の変更ができるということの約束はできるでしようか。

○馬場(一)政府委員 毎年度の地域に導管を敷くという、いわゆる供給計画の一部になります。供給計画そのものは年々——これは向こう何年分を届け出させるわけでございまして、そして今度はその届け出た供給計画に、ただいま先生の仰せになりましたように、変更がございすれば、その変更のつどこれまた届け出てもう一つのことになつておりますので、その供給計画の中身が変わるというところにございまして、逐次機動的に事業者のほうで、これはすべて変わったところを届け出てもう一つでございまして、これ自身を、どうして変わったのかというふうな、供給計画自身の認可にかかわらしめるというふうには法律上はなつておりませんので、その辺のところは、特にそれで供給計画を変更するのに非常にひまどるというところはなからうかと思ひます。役所へ参りましてから。ただ、その変わりました供給計画を實際にガス事業者が実施いたしますときには、結局これは導管にいたしまして、その一つの工事計画ということになるわけでございまして、この

ときには、改正されましたガス事業法では、一定規模以上の導管につきましては、ただいま申しました工事計画の認可とか使用前の検査とかいう制度がつけ加わつてまいります。ただ、これも、工事計画を認可いたします対象を、すべての導管にまで広げるつもりは私も持つておりませんので、非常に基幹になる導管を中心にしたしまして、工事計画を見ていきたいと思ひますので、その対象をあまり不必要に広くしないようにいたしたいと存じております。

○塚本委員 運用よろしきを得るやうに、十分ひとつ省内において配慮していただきたい、このことを希望申し上げておきます。

次に、実は私、昨年二カ所ほど、ガスの直接の工事ではありませんが、地下鉄工事からみまして爆発等による災害が起こりまして、現地視察等もいたしてまいりました。私はその際にも実は提言いたしておいたわけでございしますが、この際、一言ついでに申し上げて御意見を承つておきたいと思つております。

都内におきましては、あるいは大都市におきましては、もうまんべんなくガスの導管が張りめぐらされております。これは地下鉄あるいは下水工事等を行ないます場合には、実はよく調べてみまうと、地下鉄の場合には、都の建設局なり交通局がこの主体であり監督局であつて、ガス自身はその工事を実ははらはしなからざるで見ておられるだけなんだということ、ごつと管を割られればガスがしかられる、こういうやうな状態であること。これはかつて鹿島建設と東京瓦斯の中で若干争ひのような論争がかわされたことも記憶に新たなところとございまして、したがって私は、これはガスの主体から考えたいへん迷惑なことだといふやうに見てあげなければいけないのではないかと。自分の施設しておるところならば、自分が監督できるようにしておれば、万が一やういふ事故に對しても責任を負うことができるでございまいしょう。しかし、自分たちはそれに対する監督権限がないというやうな形でございまして、その

事態は知っておても、いわゆる工事の担当者になりまして、粗雑に扱って管を破損して、そこから災害が起きるといふようなことですね。そういう場合に、ガスの施設者自身がやはり最も社会的な影響力があるのではないかと、かつてはわけておりましたけれども、国鉄をまたいたり、国鉄をくぐる場合の道路施設等に対しては、必ずその工事そのものを国鉄がする。だから、いまだ一度としていわゆる交通災害が国鉄の工事に関し起きたことを、真摯に聞いておりません。いいことだと思えます。ガスにもそのようなことを適用いたしまして、ガスの施設してあるところのいわゆる道路に対しては、それをくぐったり、それを並行して掘るといふような場合には、ガス自身もまた監督の中に加えるということが必要ではなからうか。それでなければ、被害が起きたときに対策のために車が一分でも早く飛んでいくのだという対策だけでは、そのことを早期に防ぐことはできないというふうな思っておりますので、前回の法律案のときも私は提言いたしておきましたけれども、さらにこの考え方について政務次官からお答えいただきたいと思います。

○小宮山政府委員 いまのお話でございますけれども、昨年東京で起きた大きなガス爆発がございました。その点については公益事業局名で、都の建設局あるいは各工事会社に対して、今後そういう関連する工事については協議をして万全の対策をとるように指令を出しております。今回においても、その法令の改正において、こういうようなことがないように今後鋭意努力するようにいたしたいと思っております。

○馬場(一)政府委員 昨年版橋でああいう事故がございました。ガス会社から見たいわゆる他工事の際の連絡の問題はたいへん大事な問題であるといふことが、いまさらのように認識されたわけでございます。

そこで、先ほどもお答えいたしましたように、

通産省の中にガス導管防護対策会議という会議を持ちまして、ここには、ガス事業者、それからいわゆる他工事事業者の代表の方、その監督をしておられます建設省の方に入っているわけで、またその方々の土木工学の専門の先生にもお入りをお願いしまして、いまの他工事の状況、そこに何か問題はないかというところを半年間つぶさに検討していただけたわけでございます。

ただいま先生の仰せになりますように、他工事をいたしますときに、その工事をしております間、あるいはそれが終わりますから、その中に入っておりますガス導管をどういう防護をするか、あるいは工事が終わって埋め戻しをいたしましてから地盤沈下その他についてどういう手当てをするかという、いわゆるつり防護、受け防護というふうな点につきましては、いまの実態は——それぞれ他工事をいたします際にどの程度の防護をするかということにつきましては、一応ガス事業者とその工事をいたします他工事業者との間で、いろいろこういうふうな手当てをするという契約書を取りかわしましてやるたてまえにはなっておりますが、実際に工事がそのとおり行なわれておるかどうか。あるいは工事の進捗過程において、ガス事業者が現場を立ち入り見回りましたときに、相手側の他工事業者のほうに、現場の人身にかないで責任者がいないというふうなことがあろうというのでございます。この会議におきましては、それらの点が他工事業者を含めましてつぶさにお互いに把握をされたことは存じております。

そこで、そこに盛込まれた点に従いまして、ただいま先生仰せになりますように、他工事の際に、ガスの工事についてはガス事業者のほうに施行する、あるいは監督をするというふうなことは、なかなか実際上むずかしいかと思うのでございますが、その他工事業者が工事をいたしますときのガスの防護についてはこういうやり方をするとということについては、十分工事前両者の間で責任のある取りきめをしつかりやりますことと、それがそのとおり行なわれておる、工事のし

わ寄せになつてついついその辺のところがおろそかになりませんように、随時ガス事業者も工事中見回りをし、かつその見回りをするときには、相手方のほうにも、ただ現場の人たちだけではなくて、必ず責任者に必要に応じて立会をしてもらう。そうして、ガス事業者からつけました注文が確実に他工事事業のほうで実施されますようにチェックをするというふうなことが特に必要ではなからうかというところが、ガス導管防護対策会議の報告の中の大きなポイントであらうかと思ひます。したがって、今後、この報告の趣旨に基づきまして、改正法におきますガス事業者の保安規程の中にも、そういう他工事をやる際の工事方法その他についてはつきりと書いてもらい、そのとおり実施してもらいたいと思ひます。また他工事のほうにつきましても、いろいろその監督官庁その他に対しまして、その趣旨が十分徹底をいたしますように、われわれのほうからお願いするつもりでおりまして、現在建設省その他いろいろ話し合いをいたしておる最中でございます。御趣旨に沿いますようにできるだけ努力をいたします。

○塚本委員 局長、あなたのほうに応援しているのですよ、私は。お願いをしてみたり、それから話し合いをしてみたりということではなくして——監督の権限はなんと思ふのですか。だから、権限を持たせるようにしていかなければ、工事業者というものはなかなか安上がりなものをねらうでございましょうし、ましてや、大きな建設業者が請け負ったとしても、いわゆる子会社、孫会社がやっておりますから、建設会社そのものが実は目も届かないというところが事故の実態であります。先年すでに明らかにされておる。だからこそこの際、一番被害を受けるのはいわゆるガスなんだから——国鉄のごときは、工事そのものを他にはやらせない。国鉄みずからが、幾らかかるから出せといつて工事そのものも国鉄がやるのですよね。いまガスの場合は、道路に対する占有権までは持つていないから、そこまではむずかしいとする

ならば、監督の権限まで持つべきだと私たちは主張するわけです。だから、お願いします、万遍漏なくという意味ではなくして、そういう方向に公益事業局も持つていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○馬場(一)政府委員 他工事業者が行ないますそのガスの導管の防護について、ガス事業者のほうに監督できると申しますか、相当強力に発言できるように他工事業者に対してすべきであるという御趣旨であらうかと思ひますけれども、私もそれが一番理想であらうかと思ひます。ただ実際問題といたしまして、他工事は、その他工事をやっておられる道路なり地下鉄なりの当局が、それぞれ業者をしてやらしめておられますので、これに対してガス事業者の発言権が、直接他工事業者の工事を監督するということにまいらなくとも、いろいろ他工事業者のやる仕事に対してもとガス事業者の発言権が強くなりますように、またそれを受けとめてもらう相手方のほうでも、ただ工事の現場の人が聞くというだけではなくて、その他工事企業の責任者がその趣旨をはっきりと受けとめて徹底してもらえようように大いにうめてまいりたいと思っております。

○塚本委員 政務次官、これは事務当局ではむずかしいと思ひます。しかし、認めてもらうようにお願いをし、協力をし、相談をしというところばかりなんです。実際には、全く弱い立場ですね。だからこそこのような問題が累積されてきたということなんです。きつとまたそのたびに、ガスの工事ではなくして、地下鉄工事やそういうことで起こってくる可能性はあるのです。だからガス会社に工事まで一切金をとってやらせるというふうなことは無理だと思ひますけれども、共同で監督する権限だけは持たせていかないことには、もはや——最近ガスもほとんど強力になりますし、導管も太くなりますし、そうして上を通ります車は大型になりますし、だからやはり監督権がなければならぬ。だからそういう意味で、専属の監督権ではないかもしれない。それは地下鉄自身の工事を

発注したものが監督権を持つことは当然でござい
ましょう。あるいは都が持つことも当然でござい
ましょう。しかし同じ権限を、事ガス管に対して
だけは防護のための権限を、お願いではなくし
て、連絡ではなくして、持ち得るような方向にこ
れからいわゆる検討していただくことが必要だと
いうふうに、積み重なった事故等にかんがみて判
断をするわけですが、いかがでしょうか。

○小宮山政府委員 いま塚本先生のおっしゃいま
したことについて、昨年の事故を見ております
と、確かにさうだと私も感じます。今後さうい
う意味において、導管その他の敷設あるいは回収
工事に対しては、ガス会社がその現場において十
分監督するように指導努力いたしたいと思ってお
ります。

○塚本委員 その監督なんです。監督の権限がな
い限りは、見ておるだけであつてお願ひになつてしま
うということですね。だから、そういう権限を持た
せるような方向に通産省は、公益事業を守る立場
から、そうして災害を防ぐ立場から強力に働きか
けてもらいたい。

〔武蔵委員長代理退席、委員長着席〕

監督していただくのは当然のこと。しかし、それ
は巡視であり、見回りであるにすぎない。だから
監督の権限を持つように方向づけをしていただき
たい、こういうことですが、いかがですか。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃる御趣旨、監
督という問題について、今後各関係省と協議し、
ぜひ監督権限というものを通産省が公益事業の中
で持つていくようにさせたいと考えております。

○塚本委員 ぜひひとつ。これができない限りは
事故防止はきわめてむずかしい。これは過去の例
から見ればさう思う。それでありながらなおか
つ建設会社は、いわゆる責任ののれをやるのでご
ざいます。建設会社自身が直接工事をしておる場
合は少なく、先ほどから何度も申し上げており
ますように、子会社、孫会社がやっておりますか
ら、どうしても自分にさういふ事故を起こしたと
いう直接的ないわゆる事故意識が薄いものだけ

ら、どうしても逃げ得られるものならば逃げてい
きたい。そうして災害発生の根源は、すなわちガ
スによる爆発なり火災から起こつておるから、い
わゆる災害における被害の責任者としての追及を
受けないから、どうしても建設の当事者自身が逃
げていきます。だから、それをつかまえるよう
思つても無理ですから、どこでつかまえるのか
それにはやはりガスを引いておるガス会社自身
が、起きた限りはいかなる原因があろうとも責任
を負わなければならないのだから、ならばその責任
に値する監督の権限を与えようということが私は
当然の主張ではないかというふうに思つて、強く
要望申し上げておきます。

最後に、一時半までということでございますか
ら、これは先ほど松平委員のほうからお話が出ま
したガス税の問題でございしますが、相当詳しく議
論がなされたようでございますから、私も一言だ
け。

家庭生活の中における燃料に対して税金を
かけるということ、もちろんそれは一定基準まで
はかけないことにはなつておりますけれども、し
かし、これも静かに振り返つてみますと、大ぜい
の家庭であればあるほどの需要は旺盛でござい
ます。にもかかわらず、こんなところで税を
かけておるといふことは、社会常識からいきまし
ても、実は弱い者いじめの感なきにしもあらず。そ
してまた取りやすいところから取るという徴税方
法に流れておりますこと、これまた先ほど大臣が
御答弁になつたとおりでございます。この問題は
やはり通産省から声をあげなければ消すことはで
きません。したがいまして、全廃になるために、
とりあえずは五%までその税を第一段階として引
き下げるといふことを努力をしていただくこと
を、どうぞ約束していただきたいと思います。

○小宮山政府委員 電気ガス税につきましては、
先ほど大臣から御答弁があつたようでございま
すけれども、私も、いま塚本先生のおっしゃいま
すように、年次的に減らしていくことが望ま
しい。本来無税であるべきものだと思つてお

ります。御趣旨に従つて今後努力する覚悟でござ
います。よろしく。

○八田委員長 この際、参考人出頭要求に關する
件についておはかりいたします。

通商に關する件、すなわち纖維製品の対米輸出
問題について、來たる十九日、日本纖維産業連
合会長谷口豊三郎君及び日本化学纖維協會会長宮崎
輝君に参考人として出席を求め、意見を聴取いた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さう決しました。

○八田委員長 次回は明十一日午前十時理事会、
午前十時三十分委員会を開会することとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会